学会運営規程

第　1　章　総　則

（目　的）

第 1 条　本規程は、「一般社団法人大学英語教育学会定款」（以下「定款」という。）に基づき、本学会の活動が円滑におこなわれるよう運営に必要な事項を定めたものである。

（組　織）

第 2 条　定款第 3 条により、本学会に、本部と 7 つの支部を置く。

（組織図）

第 3 条　本学会の組織を別紙「組織図」のとおりとする。

第　2　章　本　部

（本部所轄の委員会）

第 4 条　定款 51 条により、本学会本部に次の運営委員会を置き、学会全体の活動の運営にあたる。

総務委員会、財務委員会、国際大会組織委員会、『JACET 通信』委員会、学術出版委員会、セミナー事業委員会、研究促進委員会、学術交流委員会、大学英語教育学会賞運営委員会

2　各運営委員会の任務に関しては、本規程第 12 条に定める。

3　運営委員会の他に、大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会を本部に置く。その任務、委員の構成に関しては本規程第 13 条に定める。

4　その他、理事会が必要と認めた場合には、期間限定（原則 2 年間）の特別委員会を置くことができる。

（役員）

第 5 条　本学会は定款の定めにより、役員（理事および監事）を設置する。

（役員の任期）

第 6 条　本学会の役員の任期は定款の定めにより 2 年とし、再任を妨げない。 ただし、理事の内、会長、副会長、支部長の任期はそれぞれ 1 期 2 年通算 2 期までとする。

2　役員の定年は、原則として 70 歳とする。任期の途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。

（名誉会長、顧問）

第 7 条　本学会には、名誉会長と顧問を置くことができる。

2　名誉会長と顧問は、理事会が必要と認めたときに理事会の議決を経て選出される。

（本部委員とその任期）

第 8 条　本学会本部に、次の本部委員を置く。任期は原則次のとおりとする。

(1)	代表幹事	1 名	1 期 2 年で連続 2 期まで
(2)	副代表幹事	2 名	1 期 2 年で連続 2 期まで
(3)	本部幹事	若干名	1 期 2 年で連続 2 期まで
(4)	本部運営委員	若干名	1 期 2 年で再任を妨げない
(5)	その他理事会が必要と認めたもの	若干名	

2　本部委員の任期は、西暦奇数年度の 4 月 1 日から起算する。

3　代表幹事、副代表幹事、本部幹事は辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4　本部委員は定年を原則として 70 歳とする。任期の途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。

（本部委員の任務）

第 9 条　本部委員の任務は次のとおりとする。

(1) 代表幹事は本部の総務を総轄する。

(2) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要あるときは代表幹事の任務を代行する。
(3) 本部幹事は各運営委員会の委員長があたる。
(4) 本部運営委員は各運営委員会を構成し、理事会の承認を得て、本会の事業の企画、実施に当たる。

（本部委員の選出）

第 10 条　本部の委員は次の方法により選出する。

(1)　代表幹事及び副代表幹事は、運営委員の中より会長が委嘱する。
(2)　本部幹事は運営委員会の委員長をあて、会長が委嘱する。
(3)　運営委員は各支部より推薦され、会長が委嘱する。

（運営会議）

第 11 条　本学会の事業の円滑な運営を行うために、正副会長、本部運営委員会担当理事、正副代表幹事、本部幹事等で構成される本部運営会議を必要に応じて開催する。

（運営委員会の任務）

第 12 条　各運営委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）総務委員会

本委員会は、本会の活動全般について、迅速・円滑な対応を要する諸事項を審議する。また、学会の電子情報を伝えるためのネットワーク環境（ウェブサイトおよびメーリングリスト）を整備し運営する。

（2）財務委員会

本委員会は、本学会の資産、並びに会計に関する諸事項を扱う。

（3）国際大会組織委員会

本委員会は、国際大会に関する諸事項を扱う。次の 2 つの担当委員会で構成される。

・本部

発表申し込み・審査、プログラム・要綱作成等、本部に関わる諸事項を扱う。

・支部

企画、運営等、担当支部に関わる諸事項を扱う。開催担当支部の委員が、開催前年度と開催年度に所属する。なお、その担当は平成 25 年度が関西支部、翌年度が中国・四国支部、以降九州・沖縄支部、北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部と、原則毎年変わることとする。

（4）『JACET 通信』委員会

本委員会は、『JACET 通信』（7 月(和文)、12 月（和文）、3 月（英文~~号~~））の発行をウェブ上で行う。なお、12 月号は大会特集号も兼ね、印刷版も発行する。

（5）学術出版委員会

本委員会は、本学会が本部として毎年刊行する 2 つの学術出版物（本部紀要（年 1 回発行）と毎年開催される国際大会の Selected Papers）の発行に関する諸事項を扱う。次の 2 つの担当委員会で構成される。

・紀要担当

本担当委員会は、別に定める「大学英語教育学会紀要作成要領」に基づき、紀要の発行を行う。

・Selected Papers 担当

本担当委員会は、別に定める「大学英語教育学会 Selected Papers 作成要領」に基づき、Selected Papers の発行を行う。

（6）セミナー事業委員会

本委員会は、応用言語学関連の研究及び英語教育改善のためのセミナーの企画・運営を行う。

（7）研究促進委員会

本委員会は、本規程第 4 章に規定される研究会と本学会の調査・研究事業に関する企画運営、さらに本学会独自の調査研究、関係諸機関との共同研究の企画運営を行う。実際の調査・研究は、必要に応じて特別委員会が担当する。

(8) 学術交流委員会

本委員会は、定款第 5 条四に規定される大学教育に係る、国内外の研究者・学術団体・諸機関との協力に関する業務を担当する。

・提携　本委員会は国内外の学術団体・諸機関と提携を結ぶ。
・交流　本委員会は国内外の提携学会代表および研究者を本学会年次大会に講演者または講師として招聘する。また、提携学会の求めに応じ、その提携学会の主催する大会に派遣する。
・共同研究　国内外の提携学会と共同研究や共同発表を行う際の調整を行う。

(9) 大学英語教育学会賞運営委員会

本委員会は、別に定める「大学英語教育学会賞規程」に基づき、大学英語教育学会賞の運営業務を行う。

(大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会の任務)

第 13 条　本学会の紀要、Selected Papers、大学英語教育学会賞選考のために大学英語教育学会選考委員会を本部に置く。その委員会の構成は別に定める「大学英語教育学会賞・学術出版物選考委員会規程」に基づくものとし、委員の委嘱は会長指名により、その任期は 2 年間とし、再任を妨げない。委嘱された任期中は、原則として、選考を行うものとする。

第　3　章　　支　部

(支部数)

第 14 条　本学会の支部は、北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、中国・四国支部、九州・沖縄支部の 7 つとする。

(支部の目的)

第 15 条　支部は、大学英語教育及び関連分野の理論と実践に関する研究と活動を通じて大学英語教育の充実発展を図り、あわせて当該支部における会員相互の交流を深めることを目的とする。

(支部の事業)

第 16 条　前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(支部の会員)

第 17 条　支部の会員は、本学会一般会員および団体会員で、原則として当該地域に勤務または居住する者とする。

(支部組織)

第 18 条　各支部に支部の運営を司る支部役員会を置く。

2　支部役員会は、支部長、副支部長、支部幹事、支部研究企画委員、及び支部選出の役員をもって構成する。

3　支部役員会は、支部の運営上の諸問題について審議する。

4　各支部は、支部運営上必要な各種委員会を置くことができる。

(支部役員)

第 19 条　支部で次の支部役員を選出する。その任期は 1 期 2 年とする。

(1) 支部長　　1 名　　(支部長は理事に推薦される。)
(2) 副支部長　　1 から 2 名
(3) 支部幹事　　若干名 (支部事務局幹事を含む)
(4) 支部研究企画委員　　若干名
(5) その他支部が必要と認めたもの　　若干名

2　任期は、西暦奇数年度の 4 月 1 日から起算する。

3　支部役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4　支部役員は、原則として定年を 70 歳とする。任期の途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。ただし、支部研究企画委員には定年を設けない。

（支部役員の任務）
第 20 条　支部役員の任務は次のとおりとする。
(1) 支部長は支部を代表し、必要に応じて支部役員会を招集し、これを主宰する。
(2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
(3) 支部幹事は支部の事務を総括し、本部や他支部との連絡、その他の事務を行う。
(4) 支部研究企画委員は支部長、支部幹事を助け、支部運営上の諸問題を処理する。
(5) なお、当該支部が必要と認める役員を置いた場合には、当該役員はその行うべき任務を遂行する。

（経費）
第 21 条　支部の経費は、本部より配付される。毎月本部に対しその収支報告を行わなければならない。

（支部事務局）
第 22 条　支部は支部事務局を支部幹事等の勤務大学等に置くことができる。

（支部運営要領）
第 23 条　この他必要に応じて各支部で、支部運営要領を定めることができる。
2　各支部で定めた支部運営要領は、理事会に報告するものとする。

第　4　章　　研　究　会

（研究会）
第 24 条　定款第 5 条の定める大学英語教育及び言語教育関連の理論及びその実践方法に関する調査・研究事業のために、本学会に研究会を設置する。

（研究会の名称）
第 25 条　本学会の研究会の名称は、「JACET○○研究会」とする。英文表記は「JACET SIG on・・・」とする。

（研究会の構成）
第 26 条　研究会は 5 名以上の本学会会員で構成する。
2　研究会には代表者と副代表者を置く。代表者と副代表者は本学会会員であることとする。
3　研究会に所属する者は本学会会員を原則とする。

（研究会の設置）
第 27 条　本規程に則って研究会を設置しようとする者は、本学会の設置申請手続きに従って設立趣意書を提出し、理事会の承認を得る。

（研究会の解散）
第 28 条　研究会を解散する場合は、解散届を理事会に提出し、理事会の承認を得る。
2　研究会の活動が 2 年にわたって認められない場合は、理事会の審議を経て、解散とする。

（研究会の開催）
第 29 条　研究会は原則として定期的に開催するものとする。

（研究会の任務）
第 30 条　研究会は研究成果を公表することを原則とする。

（研究会の報告義務）
第 31 条　研究会は毎年、当該年度の活動報告および会計報告、研究会会員名簿、翌年度の活動計画および予算を本部に報告する。
2　前項の報告を特別の理由なく怠った場合には、理事会の審議を経て、解散とする。

（研究会補助費）

第 32 条　研究会には、申請にもとづいて一定限度の研究会補助費が与えられる。

2　補助費を上回る支出があった場合は、各研究会の自助努力でまかなうものとする。

3　年度末に補助費が余った場合は、その残額を翌年度に回す。但し、翌年度に支給される補助費は規定額より上記の残額を差し引いた額とする。

（研究会の出版刊行）

第 33 条　研究成果の出版物刊行については、所定の手続きに従い出版計画書等を理事会に提出し、承認を得る。

第　5　章　補 則

（改　廃）

第 34 条　この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附　則：

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

改　正：　平成 27 年 3 月 21 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正（理事会承認　平成 27 年 12 月 20 日）
平成 31 年 4 月 1 日一部改正（理事会承認　平成 30 年 5 月 20 日）